

大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付事業の実施について

大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中度の聴覚障害を有する児童（以下「難聴児」といいます。）の保護者に対し、予算の範囲内において補聴器の購入、買換え又は修理（以下「購入等」といいます。）に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援することを目的とします。

2 内容

補助対象者	<p>1 次のいずれにも該当する難聴児の保護者とします。</p> <p>(1) 町内に住所を有する満18歳未満の者</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者</p> <p>(3) 当該障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと認められた者</p> <p>(4) 補聴器を装用することにより、言語の習得等において効果が期待できると一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師（以下「専門医」といいます。）が判断した者</p> <p>2 上記1の規定にかかわらず、難聴児が労働者災害補償保険法の規定により補聴器の購入等の助成を受けられる場合は、補助金の交付対象者としません。</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 新たに補聴器を購入する場合又はこの要項による補助金の交付の決定を受けた日から5年を経過した補聴器を買い換える場合における当該補聴器の購入又は買換えに要する費用（当該補聴器本体に係る部分に限ります。以下同じ。）</p> <p>(2) 補聴器を装用した難聴児及びその保護者の責任によらない事情により毀損等をした補聴器又は補聴器の部位を修理する場合の費用</p>
補助対象補聴器	補助対象となる補聴器は、別表第1左欄に掲げる種類の補聴器とし、装用効果の高い側の耳に装用する1個とします。ただし、教育上又は生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳に装用する2個とします。
補助対象修理	補助対象となる補聴器の修理は、別表第2左欄に掲

	げる補聴器の部位の修理とします。
交付金額	<p>1 別表第1左欄に掲げる補聴器の種類又は別表第2左欄に掲げる修理部位の区分に応じ、それらの表に掲げる基準価格に100分の106を乗じて得た額（重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換については、100分の110を乗じて得た額）と補助対象経費のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。</p> <p>2 難聴児又はその保護者の都合により補聴器の種類を選択した場合における上記1の規定の適用については、「基準価格」とあるのは、「基準価格（専門医が適当と認めた補聴器の種類に係る基準価格を上限とします。）」と読み替えるものとします。</p>

3 交付手続

交付申請の方法	<p>大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門医が作成した大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付意見書（様式第2号） 2 補聴器の購入等に係る見積書 3 その他町長が必要と認める書類
補助金の交付決定	提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知」といいます。）により、適当でないと認めるときは、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により通知します。
補助金の請求	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定通知を受けた者（以下「補助決定者」といいます。）は、当該決定通知に記載された補聴器の販売事業者又は修理事業者（以下「販売事業者等」といいます。）から補聴器の購入等を行った後、速やかに、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に当該補聴器の購入等に係る領収書を添えて提出してください。 2 提出された書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとします。
代理受領	1 補助決定者が交付決定を受けた補助金について、その者に代わり補聴器の販売事業者等が補助金を受領すること（以下「代理受領」といいます。）を希望するときは、当該補助決定者の申出により交付決

	<p>定を受けた額の限度において当該補聴器の販売事業者等に補助金を交付することができます。</p> <p>2 上記1の申出があったときは、補助決定者に対し、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業支給券（様式第6号。以下「支給券」といいます。）を交付するものとします。</p> <p>3 支給券の交付を受けた補助決定者は、補聴器の購入等をしようとするときは、大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号。以下「請求書兼委任状」といいます。）に支給券を添えて補聴器の販売事業者等に提出するものとします。</p> <p>4 代理受領を行おうとする補聴器の販売事業者等は、請求書兼委任状に支給券及び補聴器の販売等証明書その他の補聴器の販売等の年月日、価格等を証する書類を添えて提出してください。</p> <p>5 提出された書類の審査を行い、適当であると認めるときは、補聴器の販売事業者等に対し、補助金を交付するものとします。</p>
補助金の返還	偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができます。

4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業交付意見書（様式第2号）</p> <p>3 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）</p> <p>5 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金請求書（様式第5号）</p> <p>6 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業支給券（様式第6号）</p> <p>7 大泉町難聴児補聴器購入等支援事業補助金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号）</p>
---------	--

5 事業期間

期間	令和7年8月8日から (ただし、令和7年4月1日からの申請に対して適用します。)
----	---

6 担当部署

大泉町 福祉課 電話 0276(62)2121

別表第1

補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの (注6)
軽・中度難聴用ポケット型	44,000円	補聴器本体(電池を含む。)及びイヤモールド(注1)(注2)
軽・中度難聴用耳かけ型	46,400円	同上
高度難聴用ポケット型	44,000円	同上
高度難聴用耳かけ型	46,400円	同上
重度難聴用ポケット型	59,000円	同上
重度難聴用耳かけ型	71,200円	同上
耳あな型(レディメイド)(注3)	92,000円	同上
耳あな型(オーダーメイド)(注3)	144,900円	補聴器本体(電池を含む。)
骨導式ポケット型(注4)	74,100円	補聴器本体(電池を含む。)、骨導レシーバー及びヘッドバンド
骨導式眼鏡型(注4)	126,900円	補聴器本体(電池を含む。)及び平面レンズ(注5)

注1 イヤモールドを必要とする場合は、別表第2に掲げる額の範囲内で必要な額を加算する。

注2 ダンパー入りフックの場合は、250円を加算する。

注3 耳あな型は、耳介変形等の理由により補聴器の装用に支障がある場合に限る。

注4 骨導式は、伝音性難聴であって、耳漏が著しい場合又は外耳閉鎖症等を有する場合で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な場合に限る。

注5 平面レンズを必要とする場合は、別表第2に掲げる額の範囲内で必要な額を加算する。また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」における眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で

必要な額を加算する。

注6 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関して専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算する。

別表第2

修理部位	基準価格
耳あな型シェル交換（レディメイド）	6, 650円
耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	27, 900円
耳あな型スイッチ交換	3, 300円
耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8, 850円
耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	13, 400円
耳あな型極板交換	1, 100円
耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8, 850円
耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	12, 200円
耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	14, 200円
耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	16, 800円
耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	15, 000円
耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	21, 100円
耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2, 200円
耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	9, 400円
耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2, 200円
耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	9, 400円
耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1, 100円
耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1, 600円
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6, 650円
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	10, 000円
耳あな型サスペンション交換	940円
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	33, 500円
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	44, 600円

耳かけ型ケース組立交換	3, 950円
耳かけ型スイッチ交換	4, 750円
耳かけ型テレホンコイル交換	2, 650円
耳かけ型極板交換	1, 550円
耳かけ型ボリューム交換	6, 800円
耳かけ型マイクロホン交換	12, 400円
耳かけ型レシーバー交換	12, 800円
耳かけ型トリマー交換	2, 000円
耳かけ型フック交換	650円
耳かけ型電池ホルダー交換	1, 050円
耳かけ型耳栓組立交換	630円
耳かけ型サスペンション交換	670円
耳かけ型アンプ組立交換	31, 600円
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3, 300円
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1, 400円
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8, 750円
重度難聴用イヤホン交換	5, 800円
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 800円
重度難聴用コード交換	1, 900円
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42, 700円
眼鏡型ケース組立交換	9, 900円
眼鏡型スイッチ交換	3, 650円
眼鏡型テレホンコイル交換	3, 450円
眼鏡型極板交換	1, 450円

眼鏡型ボリューム交換	4, 800円
眼鏡型マイクロホン交換	14, 700円
眼鏡型骨導子交換	17, 300円
眼鏡型アンプ組立交換	24, 400円
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	37, 200円
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	57, 800円
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4, 600円
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3, 250円
眼鏡型フロント（前枠）交換	10, 000円
眼鏡型平面レンズ交換	3, 800円
ポケット型ケース組立交換	5, 700円
ポケット型クリップ交換	1, 250円
ポケット型スイッチ交換	3, 700円
ポケット型テレホンコイル交換	1, 400円
ポケット型極板交換	1, 400円
ポケット型ボリューム交換	4, 800円
ポケット型マイクロホン交換	5, 700円
骨導式ポケット型レシーバー交換	11, 100円
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3, 300円
ダンパー入り耳かけ型フック交換	1, 000円
イヤモールド交換	9, 500円
コンセント交換	870円
I C回路交換	4, 800円
イヤホン交換	3, 350円
コード交換	710円

トランジスター又はダイオード交換	2, 150円
抵抗交換	2, 150円
コンデンサ交換	2, 150円
トランス交換	2, 000円